

返戻金制度について

当事業所の紹介により求人者に採用された求職者が、求職者本人の都合により出社することなく退職した場合、または入社後3か月未満に求職者本人の都合により退職した場合、もしくは入社後3か月未満に求職者本人の責により解雇された場合、受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとします。

なお、求人者の責に帰すべき事由による退職、解雇、または求職者の死亡など不測の事態による退職の場合には、本制度は適用しないものとします。

- (1) 求職者が出社することなく退職した場合：紹介手数料の 100%
- (2) 求職者が3か月未満で退職した場合：紹介手数料の 30%

ただし、返戻金制度は求人者との契約により、別の定めをする場合があります。

学校法人宮崎総合学院

宮崎情報ビジネス医療専門学校 国際事業部